【資料1】(仮称)第1給食センター整備計画検討委員会の設置について

1. 目的等

本市の中学校及び知的障がい特別支援学校の給食を調理する学校給食センターについては、施設設備の老朽化や学校給食法に基づく「学校給食衛生管理基準」が遵守できていない等の理由により再整備を行うこととしている。

そこで、(仮称) 第1給食センターの施設設備等の基本仕様、概算設計及び整備事業手法等を踏まえた整備計画の作成にあたり、外部有識者等を主体とした「(仮称) 第1給食センター整備計画検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を設置するもの。

2. 検討委員会の概要

(1)設置期間

平成22年10月から平成23年度末まで

(2)委員会の名称

(仮称) 第1給食センター整備計画検討委員会

(3)委員会の構成

区分		選出団体等
学識経験者	(5名)	外部有識者を有する機関の長等
保護者代表	(3名)	市PTA協議会 (中学校)
		市 Р Т А 協議会 (特別支援学校)
学校関係者	(2名)	中学校校長
		特別支援学校校長
教育委員会事務局	(2名)	総務部職員
		教育支援部職員
合計	(12名)	

3. 主な審議内容

① 基本仕様

本給食センターの基本的な施設整備内容及び必要となる給食提供方法等について 設定する。

② 概算設計

基本仕様に基づき、想定候補地における施設及び管理運営業務の概要設計を行う とともに、概算事業費を算出する。

③ 事業手法

従来手法や民間活用手法など、検討対象の事業手法における事業範囲、事業期間、 官民の役割分担及びリスク管理等をまとめるとともに、事業費の比較検討を行い、 市場調査を踏まえて、本事業に適した事業手法を検討する。

4 整備計画

基本仕様、概算設計及び選択した事業手法等について整理し、整備計画検討報告 としてまとめる。

(仮称) 第1給食センター整備計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市の中学校及び知的障がい特別支援学校の給食を調理する学校給食センターに ついては、施設設備の老朽化や学校給食法に基づく「学校給食衛生管理基準」が遵守で きていない等の理由により再整備を行うこととしている。

そこで、(仮称) 第1給食センターの施設設備等の基本仕様、概算設計及び整備事業手法等を踏まえた整備計画の作成にあたり、外部有識者等を主体とした「(仮称) 第1給食センター整備計画検討委員会」(以下、「委員会」という。) を設置するもの。

(所掌事項)

第2条 委員会は、(仮称) 第1給食センターの施設設備等の基本仕様、概算設計及び整備 事業手法等や、それらを踏まえた整備計画について検討し、その内容について報告する ものとし、教育委員会は報告を踏まえて整備計画をまとめる。

(委員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。
 - (1) 学識経験者
- 5名
- (2) 保護者代表
- 3 名
- (3) 学校関係者
- 2 名
- (4) 教育委員会事務局 2名

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として平成23年度末までとする。

(組織)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育支援部健康教育課において行う。

(実施の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附則

この要綱は平成22年10月5日から実施する。

実施の細目

(1)議事の公開

委員会の議事は、原則公開とする。ただし、会議が福岡市情報公開条例第38条ただし書きの規定に該当するとき、または出席委員の過半数が非公開扱いとすることに正当な理由があると認める場合及び意見や説明をもとめられた出席者から非公開扱いの希望申し出がなされ委員会が正当な理由があると認めた場合は、非公開とする。なお、傍聴の手続きに関しては当初の委員会において定めるものとする。

(2)議事録の公表等

ア 委員会の議事録は、会議の議題又は論点ごとの審議経過を明らかにした要点筆記 とする。

なお,委員氏名の表出については,当初の委員会において定めるものとする。

- イ 議事録に関しては、別途委員のうちから署名人3名を選任し、事務局が調製した 議事録案について承認を得て確定を行うものとする。
- ウ 議事録については、会議資料も併せて事務局において閲覧できるように備え付け る。また、会議資料も含めてホームページ上でも公開する。

(3) 議会への報告

検討課題の各項目のうち特に重要なものについて、市において今後の方向性を概ね 見出したものは、事務局から直近の市議会所管委員会へ報告等を行うものとする。 なお、必要に応じて、議会の意見等を踏まえて、更に審議を重ねるものとする。

(4) 委員会の性格等

委員会は、福岡市教育委員会附属機関等の設置及び運営に関する要綱第2条第2項に規定する「協議会等」であり、上記以外のことに関しては同要綱及び関連要領等に基づいて運営するものとする。

(5) 類似機関との相関

本委員会の,「学校給食センター運営委員会」及び「学校給食運営検討委員会」との 関係は、相互に関係のある事項については相互に報告するなど、議論の機会を確保す るものとする。